**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第１５回議事録≫

■日　時：平成３０年９月２８日(金)　１０：００～１１：１０

■場　所：大阪市役所７階　大阪市会　特別委員会室

■出席者：今井豊会長、松井一郎委員、吉村洋文委員、岩木均委員、河崎大樹委員、

（名簿順）横山英幸委員、花谷充愉委員、みつぎ浩明委員、杉本太平委員、

　　　　　八重樫善幸委員、中村広美委員、角谷庄一委員、山下昌彦委員、

　　　　　藤田あきら委員、德田勝委員、黒田當士委員、川嶋広稔委員、

　　　　　土岐恭生委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　おはようございます。定刻となりましたので、第15回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

　本日の協議については、代表者会議で協議調整いただいたとおり、前回に引き続き事務局質疑を行うこととしております。なお、代表者会議では、さきに公表された経済効果に関する調査結果についての取扱いについて協議を行いましたが、本日改めて協議調整することとしております。

　質疑時間は、代表者会議での合意に基づき計２時間を予定しており、維新39分、自民30分、公明27分、共産18分の範囲内で、この順番によりよろしくお願いいたします。

　時間が限られておりますので、着座したまま発言することとし、適宜資料などを使って質疑を行っていただくことで進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

　なお、発言される場合は、多くの府民の皆様方の視聴されているインターネット配信をしている関係から、まず挙手をしていただき、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

　事務局におきましては挙手し、職名と氏名を名乗った上で、着座したままご発言いただければと思います。

　それでは、維新、藤田委員、お願いいたします。

（藤田委員）

　大阪維新の会の藤田でございます。事務局質疑もかなり煮詰まってきておりまして、私のほうからは、委員間協議で決めるべきことを決めていきたいなという思いはありつつも、最終的に確認しておきたいことだけ、庁舎建設費について幾つかお尋ねをいたします。

　維新の会としましては、本年の１月からずっと、この庁舎建設コストはもう少し民間の活力を活用することによって低減できるのではないかということを提案してまいりました。しかしながら、８月24日に事務局から提案された特別区の設置に係るコストの追加資料におきましては、試算されたコストは確定したものではないと、前提条件や経済状況により変動する可能性があるというものの、素案から大きく上振れをしております。庁舎整備に係るコストにつきましては、こうした上振れの議論が先行しているような印象を受けるんですが、まず現状のコスト、どのようになっているのか、庁舎建設費について確認をいたします。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　新庁舎建設経費について、素案の４区Ｂ案では、第一区及び第四区の合計で約247億円、協議会での議論を受け追加提出した総合庁舎案では、第二区を除く各区の合計で約637億円でございます。特別区の設置に伴うコストにつきましては、一定の条件を置いた上で試算したものでございまして、前提条件や経済状況により変動が生じる可能性があるものとしてお示ししております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今お答えいただきました特別区の庁舎建設コストですね、247億円というのが一定数字として出ているわけなんですが、幅を持って数字を出しているがゆえに、247億円から637億円ということで、これが振れ幅なんじゃないかなと誤解をされてる方が結構いらっしゃるんですよね。最低でも247億円、最大で637億円かかりますよというふうにご理解をされてる市民、府民の方が、私の接した範囲ではかなりいらっしゃったということでございます。なので、この247億円というのも、必ずしもコンクリートされた数字ではないということをこの間確認をしてきたわけなんですけれども、我々の会派としては、民間資金やノウハウを活用してさらにこのコストを下げていくことができるんじゃないか、あるいは前提条件を幾つか精査することによってさらにコストを下げていけるんじゃないかということを確認してまいりたいと思っております。

　これまで総合庁舎案とか官房庁舎案とかいろいろ不確定要素がある中でも、局においては一定の前提を置きながら素案の追加資料ということで作成していただきましたので、ＰＦＩについても一定の条件を置いて、ある程度試算ができるんじゃないのかなということで、この間局と調整をさせていただいたんですけれども、やはりどうしても具体的なこの土地という土地が決まらないことにはＰＦＩの手法というのは検討がしづらいというお答えでありました。ただ、それであれば、阿倍野区役所の建替え案であれば、これは用地が決まっている話でございますので、例えばなんですけれども、阿倍野区役所の追加資料にありました官房庁舎案の建設案であれば、現段階においてもＰＦＩの可能性があるのかどうなのかということは議論ができるというふうに思っております。

　ちょっと目線を変えまして、実は大阪市には庁舎建設の際にＰＦＩを優先的に検討するかどうかというルールが決まっております。このルールについてまずご説明いただきたいのと、そのルールに照らし合わせて、今回の阿倍野区役所の建替え案はどういう扱いになるのか教えていただきたいと思います。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　大阪市では、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用により効率的かつ効果的に公共施設を整備するとともに、良質なサービス提供を行うため、平成29年４月１日にＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程が施行され、必要な手続が定められております。優先的検討規程は、一定の基準を満たす事業についてＰＦＩ等手法の導入を義務づけるものではなく、ＰＦＩなどの手法を従来型手法と比較して優先的に検討することを求めるのが趣旨でございます。

　当規程によると、ＰＦＩなどの導入を優先的に検討の対象とする事業につきましては２つの基準があり、いずれの基準も満たす場合に、ＰＦＩ等の対象事業として優先的に検討することと定められております。１点目は、民間資金・能力活用基準として、建築物またはプラントの整備等に関するものなどに該当する場合、２点目は、事業費基準として、事業費の総額が10億円以上のものなどに該当する場合に優先的に検討することになります。特別区の設置に伴う庁舎整備につきましては、賃借案や建設案などのさまざまなバリエーションを示しているところでございまして、現阿倍野区役所庁舎建替え案はそのうちの一つであり、決定したものではございません。仮に、現阿倍野区役所庁舎の建替えにつきまして追加資料を提出いたしましたが、そこでお示しいたしましたとおり行った場合には、建築物であること、建替え経費が約51億円と見込んでおりますことから、現在の大阪市の民間資金・能力活用基準及び事業費基準を満たしていると考えます。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　今縷々ご答弁いただきましたが、要約すると、大阪市の基準でいけばＰＦＩを優先的に検討すべき案件に当たるということでございます。特別区になりまして庁舎を建設するのかどうか、あるいはどこに建設するのかといったことは、特別区長の判断によって変えられることではあるんですけれども、仮に今の大阪市のルールでいけば、この事案についてはＰＦＩを優先的に検討すべき事例ということでございまして、素案のほうでは税金を使って丸抱えでやるというような案が先行していることについても少し違和感を感じるところではあります。これは事前に場所が決まっていなかったというところからスタートしてるのでやむを得ない部分もあるのかなと思うんですが、場所が決まればこのようにＰＦＩの導入を検討していくことができるということでございます。

　ここでＰＦＩの効果についても確認しておきたいんですが、他都市の事例で結構ですので、どの程度建設コストの縮減ができたのか、幾つか事例を教えてください。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　ＰＦＩを導入した場合に、導入しなかった場合と比較して、総事業費をどれだけ削減できるのかを示す割合としてバリュー・フォー・マネーという指標がございます。平成30年７月に内閣府が作成したＰＰＰ／ＰＦＩ事業事例集から他都市の庁舎整備におけるバリュー・フォー・マネーの事例につきまして、合築の場合ではございますけれども申し上げますと、事業内容といたしましては、設計及び建設に加え、維持管理や運営業務を含んだものとなっており、東京都発注の原宿警察署施設では、単身待機宿舎、住宅やオフィス、商業施設との合築で8.8％、さいたま市発注の区役所では、図書館、ホール、コミュニティ施設等との合築で17.6％の削減割合となっております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　ただいまの事務局の答えであります。他都市の事例ではありますが、バリュー・フォー・マネーの率で8.8％から17.6％の縮減効果があったという答弁でございました。他都市の事例では収益施設の合築によるコスト削減はあるようですが、８月24日の法定協議会において德田委員から質疑があったように、宿泊施設の整備に着目すれば、容積率が緩和できるんじゃないかというような議論もございました。さまざまな手法を駆使して、施設の価値を高めていくことによってさらに税金の投入の幅を下げることができるというのは、ご承知のとおりでございます。私も、こういうことを駆使すれば、少なくとも他都市並み、8.8％から17.6％程度のコスト削減効果を生むのは可能ではないかというふうに考えております。また、今年の８月９日に大阪市の財政総務委員会で行政視察を行いました。ここでは豊島区役所、有名なところでございますけれども、ここを見に行かせていただきまして、実質税投入ゼロ円で庁舎を建設したという視察を行ってまいりました。豊島区の新しい庁舎整備の概要について事務局からご説明願います。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　豊島区役所で紹介されました事例につきまして、視察に同行した市政改革室の担当から確認した内容をお答えさせていただきます。

　豊島区役所の庁舎につきましては、組合施行による市街地再開発事業により、小学校跡地などの区有地と民有地が存在していた街区において、民間の商業施設、分譲マンションとあわせて官民複合施設を建設したものでございます。地下３階、地上49階のビルで、９階までが庁舎や商業施設、11階から49階までが住宅となっている合築建築物で、４・６・８階にはグリーンテラスが、また10階には屋上庭園豊島の森が設けられ、環境面への配慮だけではなく、来庁者が自由に散策できるエリアとなっております。この建築物の延べ床面積約９万4,700㎡のうち、豊島区役所の庁舎として必要な面積は約２万5,500㎡でございますけれども、豊島区は約１万700㎡を従来の底地の地権者として確保し、残り約１万4,800㎡につきましては購入しております。その資金につきましては、旧庁舎跡地の定期借地権化による賃料を充当したことで、税金投入をすることなく新庁舎を建設できたと聞いております。

　以上です。

（今井会長）

　藤田委員。

（藤田委員）

　会長、資料配付の許可をお願いします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（藤田委員）

　今ご説明いただきました豊島区の事例ですね、私も実際視察に同行させていただきまして、今の答弁少し補足したいなと思いますけれども、市街地再開発事業として、再開発組合は工事費や補償費などに合計約434億円コストがかかってるんですけれども、まず一つには国から再開発事業補助金として106億円を受け取っていると。事業者から参加組合員負担金として181億円、そして先ほどありました豊島区から保留床処分金として136億円収入ということで、実質新たな税投入をすることなく庁舎が建っております。従来の地権者として得た１万700㎡については、廃校となった小学校と児童館の土地において再開発事業を行うことで、個別に土地を一個一個売却するよりも85億円分ぐらい価値を増して、権利床を無償で交換するというような手法を使っております。これ厳密にはＰＦＩと言えるかどうか微妙なところなんですが、工夫次第でこういう税投入をせずに庁舎が建ったということは事実でございます。残り１万4,800㎡の保有床取得に係る庁舎整備についても、先ほどありましたように旧庁舎跡地の敷地を定期借地権化することによって賃料を得まして、その分で補塡してるということですので、このような工夫によって庁舎建設費というのはいかようにでも下げていくことができるということでございます。本当にこの委員会でさまざまな議論ありましたけれども、我々市会議員、そして府議会議員の先生方もそうなんですが、いかに市民の税金を無駄なく効率的に使うか、そして市民メリット、府民メリットを大きくするかという議論にこそやはり知恵を絞るべきであって、こうやったらもっと高くなる、こうやったらもっと高くなるということ、もちろんリスクを指摘するのは大事なんですが、知恵を絞ってできるだけコストがかからない方向で新しい行政のあり方というのを提案していく。その上で市民の皆さんに決めていただく。これが一番大事なんじゃないかなというふうに思っております。

　加えて、もう一つ論点が異なることを申し上げますと、９月18日の大阪市の大都市・税財政委員会において、当会派の井戸議員の質疑の中で、一人当たり執務面積についても質疑がありました。これはさんざん言われていることで、この法定協議会でも横山委員から指摘があったところでございますけれども、平成28年５月１日時点で大阪府庁舎大手前本館の場合、１人当たり執務面積の平均を出すと12.9㎡ということでございました。特別区素案での約20㎡というのが現実離れしているんじゃないかという意見がありまして、この前提に従いますと、特別区の設置に伴う必要執務面積は55％以上過大に見積もられているということになります。総括しますと、他会派の皆さんからは、庁舎を建てると上振れする、高くなる、コストが上がるという指摘がたくさんございますけれども、逆にいうと、知恵の絞りよう、民間資金の活用方法、あるいは市有財産、府有財産の活用方法によってはいかようにでもコストは下げられるということでございますので、局におかれましても住民の皆さんに説明する際に、この246億円が固まった数字であるかのように見えないように、こういった議論の中身についても丁寧に説明をしていただきたいというふうに思っております。また、このコストを固めるに当たって、ある程度落とし込んでいくに当たっては、一定場所を決めたり、委員間同士で協議をして決めていかなければ、いつまでたっても架空の条件のもとで議論していても前に進みませんので、今後前向きな議論を委員間で行っていきたいということを意見表明して、私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

（今井会長）

　次に、続いて、横山委員、お願いいたします。

（横山委員）

　大阪維新の会大阪府議会議員団横山です。１点だけ事務局にお伺いし、その後、議論の整理も含めて幾つか確認をさせていただきます。

　これまで当協議会の議論において、各会派からの資料要求に対して、事務局はできる限りの対応をしていると思っております。しかし、現状、提出された資料が望んだとおりでないことをもって対応が不誠実であると指摘するご意見も見られます。この協議会で議論するのはあくまで制度設計の素案についてでありまして、この段階で事務局が全てを明確にしないと議論が進まないというのはいささか難題であり、建設的議論とは言いがたいというふうに考えております。前回の協議会において、特別区設置に係るコストについての質疑で私のほうから、特別区設置に関するコストは一定の前提を置いて試算したものであり、確定したものではないと指摘したとおり、多くの項目について一定の前提を置いて試算をせざるを得ないものがあり、そういった前提で議論を進めるべきとここで改めて申し上げたいと思います。要はそろそろ委員間でしっかりとした議論を進めるべき時期です。そもそも協議会としてどこまで議論すべきなのかについて認識が一致していないことに一因があるのではないかと考えています。

　このことに関連し、例えば一つ、先ほど藤田委員からもご指摘のありました庁舎整備に関する検討項目について確認してみたいと思います。素案では、執務室の不足に対して庁舎の建設で対応する場合、賃借で対応する場合を想定していたり、またその後の議論では、庁舎として備えるべき機能として、総合庁舎なのか、官房庁舎なのかといった議論があったり、庁舎整備だけを見てもさまざまな検討項目があります。実際に建設を行う場合には、特別区設置後に基本計画、基本設計を実施するところから具体的な手順が始まることになると思われますが、その前にも検討していくべき項目がさまざま考えられます。そこで、基本計画に至るまでの段階で庁舎整備に関し検討しておくべき項目としてどういったものが主に考えられるのか、現時点の想定でいいのでご説明いただけますでしょうか。

（今井会長）

　松山課長。

（事務局：松山戦略調整担当課長）

　お答えします。

　庁舎整備について、これまでの協議会での議論も踏まえて、現時点で考え得る範囲で申し上げますと、基本計画の着手までに検討すべき主なものといたしましては、既存庁舎を最大限活用するのか、または総合庁舎や官房庁舎とするのか、執務室の確保策として、建設と賃借をどう組み合わせるのか、具体的な部局ごとの職員数と、それをどの庁舎に配置するのか、庁舎を建設する場合の候補地の選定、民間活力の導入の可能性などが挙げられます。これらにつきましては、進捗状況に応じ相互に調整を図りつつ検討を進める必要がございます。また、中でも特に庁舎への具体的な職員配置や建設候補地の選定などにつきましては、設置準備期間中に各部局と緊密に連携しながら、詳細かつ丁寧な協議調整を行うことが必要であると考えております。

　以上です。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　ありがとうございます。今考えられる範囲でご答弁をいただきましたが、庁舎整備の１点だけ取り上げても、検討すべき項目は多岐にわたるものです。素案について、これら全ての論点を事務局への質疑だけで進めている現状は、法定協議会の議論として無理があると思われます。ちなみに、前回の協定書策定時を振り返ると、協議会では本庁舎の位置を協定書記載事項として定めたほかは、執務室面積が不足する区における確保策として、建設で対応するのか、または民間ビルの賃借で対応するのかについて基本的な方針を確認するにとどまっています。しかも、庁舎整備に関し最終的に方針を決めるのは特別区長、特別区議会であることも確認しているところです。こういったことも含め、誰が何を決定するのかを整理した上で、この協議会でどこまで議論すべきか、委員間で協議を進める時期に至っているというふうに考えております。

　以上を踏まえまして、以下、幾つかの質疑の状況と今後の協議の方向性について確認申し上げます。

　まず、事務局質疑の位置づけについてでございます。法定協議会は、参加する委員が協議の中で制度案をつくっていく場です。理事者提案の議案を審議する議会とは異なります。法定協議会における事務局は、その委員間議論のために必要なたたき台として素案を提示しています。制度設計の内容はあくまで委員が決めるべきことであり、委員間で協議し、合意を図っていくことが基本です。各委員が納得するまで事務局とのやりとりをするものではないというふうに考えています。さきの藤田委員のご発言のとおり、具体的な事項について委員間協議の中で、必要があれば事務局への確認を行っていけばいいというふうに思います。委員間で協議するに当たり必要な事実確認等をするのが事務局質疑であり、事務局より協定書作成について議論するに十分な素案が出されている現状、速やかに委員間協議に移行すべき時期に来ていることを申し上げます。

　これまでの協議で、個別の制度設計の内容について、事務分担、財産・債務、都区協議会、地域自治区についてはおおむね異論がなく、組織体制、財政調整、一部事務組合についても論点が明確になってきています。問題点が指摘されている広域の事務、財源、調整財源の府条例、一部事務組合の事務分担、職員数、庁舎のあり方などについては、具体的な対案を示していただき、こういった点を委員間で協議を進めていくべきです。また、我が会派が意見を述べました区名、そしてこれまで余り議論になっておりません議員定数についても協議されたいというふうに思います。

　職員数の議論においてもしかりです。具体的な職員配置は準備期間中に各事業部局と人事担当部局が協議しながら全庁を挙げて詳細に詰めるべきものです。必要な職員数を積み上げるべきというご意見もあります。そもそも行政における人員マネジメントとしては、職員は多ければ多いほどいいというものではなく、コストも考慮した最少限の職員総数がまずあって、必要な部署に必要な職員を効率的、効果的に配置するというのが通常の考え方です。現行どの自治体もそうだと思いますが、組織体制を決定するプロセスでは、各部署からのヒアリングは当然受けるものの、このプロセスにおいて、全ての部署から必要人員要求を全て丸飲みし、積算した上で職員数を決めている自治体などあり得ません。各部署が満足する職員数を積み上げていけば、当然ながら非効率でいびつな組織になります。特別区素案で示されている職員総数は、大阪市の特性も踏まえた合理的な根拠をもって設定されております。現在の大阪市よりも330人多くなっており、特別区長がコストを考えながら最大限効率的にマネジメントすることで行政運営が十分成り立つ水準だと考えます。こういった点を委員間でぜひ議論していきたいと思っております。

　ただし１点、これだけ事務局提案の素案に対し詳細にわたる質疑がされているにもかかわらず、この協議会において一切いまだ議論がなされていないものがあります。経済効果です。特別区・総合区設置に係る経済効果については、この法定協議会でいまだ一切の議論がなされておりません。特別区設置に関するコストについては、多岐にわたる資料請求もなされ、細かい論点に至るまで多くの時間が割かれているものの、対して、経済効果について一切法定協議会においての議論がなされていないのは、これまで協議会の議事をご覧いただいている住民各位に対しても不誠実な状況としか言えません。

　以上、経済効果の議論を早急に当協議会で行うべきこと、そして素案について委員間協議を行い、制度案づくりの権限と責任を有する委員同士で活発な議論をしていくべきことを申し述べ、質問を終わります。

（今井会長）

　次に、自民、花谷委員、お願いします。

（花谷委員）

　自民党です。よろしくお願いをいたします。

　改めて確認をいたしたいと思います。昨年９月に特別区の事務分担や財政調整、組織体制などの特別区素案が示されましてから丸一年がたちます。この間、事務分担や財政調整、組織体制などの制度案について、５回に及ぶ事務局質疑が行われ、また、委員間協議なども行われています。これまでの協議会での議論を通じ、区名、区の名前ですね、については変更の提案がありましたけれども、一方、事務分担や財政調整など、昨年９月の素案で示された制度案については具体的な修正の提案はなかったと思います。事務局は修正提案があったというふうに認識していますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区素案は、協議会における議論のたたき台としてお示ししたものでありまして、現在、財政調整制度などについてさまざまなご指摘をいただいているところでございます。今後、委員間協議などにおいて必要となりましたら修正するものと考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　指摘は聞いていないんです。修正提案があったというふうに認識していますかと聞いてるんです。再度お答えください。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　協議会で指摘いただいたさまざまな点につきましては、今後、委員間協議などで議論いただき、必要となれば修正が求められることもあるというふうに考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　全く同じ答弁なんですが、じゃ、聞き方変えます。指摘を受けた点、これについて修正をするようにという指示がありましたか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　繰り返しのお答えで恐縮でございますけれども、協議会でご指摘いただきましたさまざまな点については、今後、委員間協議などでご議論いただき、必要となれば修正が求められることもあるというふうに考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今何度も必要となればというような言葉を使われましたけれども、つまり逆にいうと具体的な修正の提示がまだなかったということにつながるんですよ。もう一回同じことを聞いても同じ答弁になると思うのでやめますけれども、要はこの１年間、制度案に対する協議は重ねられてきましたけれども、やはりどの会派からも具体的な修正の提案はなかったと確認できました。制度についてですよ。

　次に、区割りについて伺います。協議会として一度も意思決定をしていないのですけれども、４区Ｂ案という区割りは既に固まっていると事務局は認識していますか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　区割りにつきましては、本年２月22日の第８回協議会におきまして、協議会としては４区Ｂ案に絞り込んで制度設計全体の議論を深めていくこととされたものと認識しております。なお、区割りについては、最終的に協議会でご決定いただく事項だと考えております。

（今井会長）

　花谷委員。

（花谷委員）

　今確認しましたように、事務分担や財政調整などの制度案につきましては、この１年間、何ら具体的な修正提案は行われていません。区の名称のみ修正提案されています。また、事務分担などの制度案、区割り案のいずれについても協議会として採決をしたことは一度もなく、決まったことは何一つありません。不思議なことに、区割りを決めていないにもかかわらず、４区Ｂ案での区の名称変更が提案されているのです。本来、区の名称を決めようとするならば、その前に区割りを協議会として採決し、決定する必要があります。また、区割りを決定するならば、事務分担や財政調整といった骨格となる制度案について採決し、決定しておく必要があります。法定協議会は、先ほど横山委員からもありました特別区の制度設計を行う場ですので、本来一つずつ採決をし、決めてから次に進めるべきです。私たちはそもそも特別区に反対ですので、全てにおいて反対の立場ですが、このように何も決めずに先送りをして、漫然と法定協議会を開催している現状からすれば、何を議論しても、制度案についての共通認識のないまま行ったり来たりの議論を一から行うことになります。さらには、いわゆる入り口論を議論しようとしています。制度設計に入る前、つまり法定協議会が設置する前に結論が出ていなければいけない議論を、今になって１年以上も法定協議会で制度の議論をしていながら議題にしようとしています。それは大都市制度に関する経済効果です。これを議題にしようとする会派があり、さらに何も決められない協議会にしようとしています。このような状態で５回発行されている協議会だよりは市民を混乱させているだけで、税金の無駄遣いです。何も決まっていないのに決定されたと誤解され、混乱しています。採決をし、決定したときに、質疑とあわせて記載し、発行すべきです。法定協議会で何も決めないのであれば、何度法定協議会を開催しても全く実のない話です。一刻も早くこのような無駄な議論はやめて、法定協議会を廃止すべきです。

　以上で質問を終えます。

（今井会長）

　次に、公明、中村委員、お願いいたします。

（中村委員）

　公明党の中村です。我が会派としては、この間、特別区が設置された場合、現在の住民サービスが本当に維持される制度設計となっているのか、また、特別区重視の制度設計と記載されている素案が本当に市民目線に立った内容となっているのか、本協議会において質疑を行ってまいりました。前回の協議会において我が会派の土岐委員より、住民サービスが維持できるかどうかについては、職員体制と財政調整制度についてさらに議論が必要と指摘しているところであります。改めて財政調整制度について事務局に質問させていただきます。

　特別区素案において、財政調整制度については、現在大阪市が担っている事務のうち、大阪府へ移管する事務については、財政調整財源などを充当して、大阪府がサービスを実施することとなっております。我が会派としては、この間、大阪府に移管する全ての事務が財政調整財源の対象となる財政調整制度に疑問を投げかけてまいりました。今回は、精神保健福祉センターを事例として取り上げて、素案の財政調整制度が本当に市民目線となっているのか確認してまいりたいと思います。

　現在、精神保健福祉センターについては、大阪市内に２つのセンターが設置をされております。府立として住吉区にありますこころの健康総合センター、そして大阪市立として都島にこころの健康センターがあります。精神保健福祉センターの設置について、法律上はどのように規定されているのか伺います。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第６条第１項及び第51条の12第１項の規定によりまして、精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関として、都道府県及び政令指定都市に設置されることとされております。したがいまして、精神保健福祉センターは、現在大阪市が政令指定都市の事務として実施しているものでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ただいまの答弁では、精神保健福祉センターは、政令指定都市以上は必置機関であるということが確認できた次第でございます。

　次に、特別区素案において精神保健福祉センターが実施する事務は、大阪府または特別区のどちらに仕分けられているのか、仕分けの考え方も含めてお伺いします。

（今井会長）

　中野課長。

（事務局：中野事務事業担当課長）

　お答えいたします。

　現在、大阪市こころの健康センターで実施している事務は、それぞれの事務の性質によりまして、大阪府と特別区に仕分けをしております。同センターの事務のうち精神障がい者の措置入院に係る診察、病院への搬送、精神障がい者保健福祉手帳や自立支援医療の審査などは、高い専門性と広域的な対応が求められることから、大阪府で一元的に実施することとしております。

　一方、指定都市権限の事務ではありませんが、大阪市こころの健康センターにおいてあわせて実施してまいりました精神保健福祉に関する相談や普及啓発など住民に身近な事務は特別区で実施し、住民の利便性を確保することとしております。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　精神保健福祉センターの事務のうち、高い専門性と広域的な対応が求められる事務については、素案では大阪府に仕分けられているということであります。素案では、住民サービスを低下させないよう適正に引き継ぎ、内容や水準は維持すると記載されていることから、特別区の設置時には大阪府が２つのセンターを運営していくことになりますが、現在府立の施設であるこころの健康総合センター住吉区と、現在市立であります、新しく府立となるこころの健康センター都島区のそれぞれに係る経費の財源はどうなるのでしょうか。お伺いします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　お答え申し上げます。

　特別区素案におけます財政調整では、住民に身近な事務は特別区、大阪全体の成長、都市の発展、安全安心にかかわる事務は大阪府とした事務分担に基づきまして、大阪市が現在実施しております住民サービスを特別区と大阪府が適切に実施できるよう、必要となる財源を配分することとしております。

　委員お尋ねの大阪市のこころの健康センターに係る事務でございますが、このうち大阪府に移管されるものの財源につきましては、大阪府に配分される財政調整財源などを充てることとしているところでございます。

　一方、大阪府のこころの健康総合センターに係る事務の財源でございますが、こちらは引き続き府が府税で負担することとなります。

　以上でございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ただいまの答弁では、同じ府立の施設であるにもかかわらず、現府立のこころの健康総合センターに係る経費は大阪府の税金が充てられ、現市立で特別区設置後は新しく府立となるこころの健康センターに係る経費は財政調整財源が充てられることになります。同じ府立の施設であるにもかかわらず、この違いはなぜ起きてくるのでしょうか。新しく府立となるこころの健康センターに係る経費について、財政調整財源が充てられる理由についてお伺いします。

（今井会長）

　芦原課長。

（事務局：芦原財政調整担当課長）

　現在大阪市は、人口や企業が集積する大都市で生み出される税収力、これをもとに、大都市特有の行政需要に対応するためさまざまな事務を担っているところでございます。こうした大都市地域における市町村事務につきまして、事務処理の役割分担の面では、広域機能を大阪府に一元化し、基礎自治機能を特別区が担うということを徹底しました上で、財源の面ではこの分担に応じて現在の大阪市の財源を配分するということにしております。

　委員ご指摘の大阪市のこころの健康センターは、法の規定に基づきまして政令指定都市として事業を行ってきたものでございます。素案では、本事務を大阪府に移管するとともに、必要となる財源を府に配分する制度設計とすることで、サービスの担い手や税の納め先が変わりましても、引き続き現行の住民サービスが適切に提供できるようにしたところでございます。

　以上です。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今の答弁でも、精神保健福祉センターは政令指定都市として事業を行ってきたものであることから財政調整財源を充てるということでありますが、精神保健福祉センターは法律上、都道府県と政令指定都市にのみ設置義務が課せられています。特別区設置後は大阪府にのみ設置義務が課され、特別区は事業実施の責任はありません。法令で義務者が決まっている事務にまで財政調整財源を適用するかについて、果たして市民の理解は得られるのでしょうか。我が会派としては、この間、大阪市から大阪府に移管する事務について、財政調整財源を充当する事務と充当しない事務とを整理する必要があると申し上げてまいりました。特別区を設置しても大阪府や特別区の税収がふえるわけではありません。そのような中で、事務局としては現在の大阪市のサービス水準を維持するには、一律に財政調整財源を充てる制度設計しかなかったのかもしれませんけれども、十把一絡げの対応は市民の理解が得られる制度設計とは到底言えないものであります。府税を充てる事務、財政調整財源を充てる事務を一つ一つきっちりと整理をするとともに、財政調整財源を充てる事務につきましては、しっかりと市民にきちんと説明して理解を得るべきであるということを指摘しておきたいというふうに思います。

　次に、一部事務組合について質問いたします。前回の協議会において維新会派の委員から一部事務組合に関する質疑がありました。我が会派としても、一部事務組合は法律で認められた制度であり、それ自体を否定しているわけではありません。しかしながら、基礎自治機能の充実を図るという目的のもと、わざわざ大阪市を廃止して特別区を設置する制度設計において、本来特別区の設置とは直接関係のない一部事務組合がなぜ設置されなければならないのかといった点を本日は確認してまいりたいと思います。

　まず、一部事務組合についてですが、前回の住民投票におきまして、反対多数で否決となった特別区設置協定書でも設置されることとなっておりました。当時は一部事務組合が担う事務や事業費の規模が大き過ぎるとの批判がありました。昨年９月に示された特別区素案におきまして、知事や市長は、前回と比較してバージョンアップしたと発言されておりましたが、一部事務組合について所掌事務や事業費などの面から何がどう改善されたのかお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　まず前回の協定書につきましては、一部事務組合で行う事務の規模が大きいとのご意見もございましたが、今回はできる限り特別区の事務に仕分けることといたしまして、一部事務組合で実施する事務の規模を縮小してございます。具体的には、一部事務組合が管理する市民利用施設について、前回65施設だったのを38施設と減らし、また、前回は一部事務組合の事務としていた国民健康保険事業及び水道事業、あと工業用水道事業、これらをそれぞれ特別区と大阪府の事務としたところでございます。この結果、事業費の規模について見ますと、前回は平成24年度決算ベースで約6,400億円であったのに対し、今回は平成27年度決算ベースで約2,500億円となってございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　ただいまの答弁では、一部事務組合は前回の制度設計と比較して、決算規模では約4,000億円減少し、平成27年度決算ベースでは約2,500億円になったということであります。その要因としては、国民健康保険事業約3,300億円や、水道事業、工業用水道事業約900億円が一部事務組合の所掌事務から特別区または大阪府に仕分けが変更されたということであります。

　そこで伺いますけれども、国民健康保険事業や水道事業、工業用水道事業が、今回素案ではなぜ一部事務組合の事務から外れたのかお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　まず、国民健康保険につきましては、前回の協定書策定に係る特別区設置協議会におきまして、これは、その中で２回にわたる開催時に、特別区で実施する案と、特別区の水平連携で実施する案の両案でご議論いただきまして、負担を公平にすべきとのご意見により、水平連携で実施する方向性をお示しいただいたと。こうした経緯も踏まえまして、一部事務組合で実施することといたしました。今回は、平成30年度から実施された国の制度改正によりまして、財政運営の主体が大阪府となることで、その統一的な運営方針のもとで、府内市町村間の保険料率の統一が図られることになるとともに、基礎自治体が地域におけるきめ細かい事業を担うべきであるという観点から、特別区で実施することといたしました。

　それから、水道事業につきましてでございますが、前回は水道施設を特別区ごとに分割できないことに加えまして、公共施設等運営権制度を活用した民営化を行う方向としていたことから、一部事務組合で実施することといたしました。そして今回は、広域的な連携における都道府県の役割強化をめざす水道法改正の検討が現在国において進められておりまして、こういった国の考え方を踏まえました上で、大阪市域を含めた広域水道の基盤強化の必要性などから、工業用水道事業とともに大阪府の事務ということとしたところでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今の答弁では、国民健康保険事業は国の制度変更によって財政運営の責任主体が大阪府になったことで保険料率の統一が図られたことから特別区へ、水道事業については、国における水道法の改正が予定されていることなどから大阪府へ仕分けが変更されたということでありますが、ただいまの要素は３年前の住民投票時にはなかった要素であります。今回の仕分けの変更はいわば単なる事情の変化に伴うものでありまして、仕分けの考えが大きく変わったということではないことが確認できたわけでございます。

　今回の一部事務組合について、前回から約4,000億円減少したということでありますけれども、それでも今回の一部事務組合の規模は平成27年度決算ベースで約2,500億円もあります。これだけの規模の一部事務組合は全国でも例がなく、依然として大き過ぎるということを指摘させていただきます。

　次に、一部事務組合が担う事務について確認させていただきたいと思います。素案では、介護保険事業や情報システム管理、施設管理、財産管理は、前回と同様に一部事務組合のままとなっております。そこで伺いますが、介護保険事業はなぜ一部事務組合の事務としているのでしょうか。介護保険事務事業は基礎自治業務の最たるものであり、一般的には特別区で実施することが基本ではないかと考えますが、仮に一部事務組合ではなく特別区の事務とした場合にはどのような課題があるのかお伺いします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　介護保険事業につきましては、住民負担やサービスの公平性を重視するという観点から、特別区間の保険料のばらつきを生じさせないよう、現在24区で行っている窓口サービス等を除きまして、特別区設置時は一部事務組合で実施することといたしました。

　委員お尋ねの仮に介護保険事業を特別区の事務とした場合でございますが、各区によって高齢者数や要介護認定率、それから特別養護老人ホーム等の整備状況などに差があることから、保険料や受けられるサービスの水準について特別区間の格差が生じるおそれがあるかなと考えてございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　今の答弁では、要は介護保険事業を特別区の事務とした場合には、特別区間で保険料のばらつきが生じ、現在の大阪市よりも介護保険料がアップする区が出てくるということであります。介護保険事業については、現在大阪市の介護保険料と同一にするためにやむなく一部事務組合の事務とされたことが今の答弁でよくわかりました。重ねて申し上げますけれども、介護保険事業は基礎自治事業の最たるものだと思っております。その事務を特別区ではなく一部事務組合に担わせるという仕分けは、ニア・イズ・ベターのさらなる徹底のために設置する大阪の特別区制度の理念に合致していないのではないかと強く指摘をしておきます。このように、一部事務組合に仕分けられた事務はやむを得ないことばかりであることから、簡単にとめることはできないと考えますが、仮に特別区設置後、特別区長がみずからのマネジメントを発揮させるべく、一部の事務を一部事務組合から特別区の事務へ変更しようとした場合の制度上の手続はどのようになっているのかお伺いいたします。

（今井会長）

　辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

　お答えします。

　地方自治法の規定によりまして、一部事務組合は、組織する地方公共団体の数の増減や共同処理する事務の変更、規約を変更する場合には、関係地方公共団体の議会の議決を経て協議により定めることとされてございます。このことから、一部事務組合に委ねていた事務の一部を特別区へ変更する場合には、まずは構成団体である特別区間において調整がなされるものと考えてございますが、法律上の手続としましては、構成団体である特別区の議会の議決を経て、特別区間の協議により規約の変更を定め、都道府県知事の許可を得ることで可能となるということでございます。

（今井会長）

　中村委員。

（中村委員）

　一部事務組合が設置された場合、一部の事務についてのみ特別区長がみずからの事務にしようとしても、構成団体である各特別区の了解を得る必要があるなど、簡単に離脱できないということがわかりました。これまでの質疑を通しまして、特別区で実施する介護保険料がアップするなど、課題が解決できない事務を一部事務組合に担わせるということが確認できた次第でございます。一部事務組合の事務のうち、介護保険事業やシステム管理、施設・財産管理は、他の市町村では当たり前に各自治体が直接行っているものであります。現に大阪市でも大阪市長のマネジメントのもとで現在実施しておられます。本来、特別区の制度設計に当たりましては、一部事務組合は不要であります。特別区の設置に当たって一部事務組合を設置すれば、今の大阪市よりもサービスがよくなったり、経費が安くなったり、事務が効率化することであれば設置の意味がありますけれども、素案ではそれもありません。さらに、大き過ぎる一部事務組合の設置は、仕事が大阪府、特別区、一部事務組合の３つに分かれて三重行政になるといった声や、住民の声が届きにくいとの指摘があり、かつ、一部事務組合から一部の事務を簡単に離脱させられないという制度的な課題も確認できた次第でございます。

　大阪市における大都市制度改革の目的は、住民自治の充実と都市機能の強化であります。これらは大阪市を残したままの総合区でも実現可能であり、総合区であれば大きな一部事務組合を設置しなくても大阪市がこれまでどおり安定的に責任を持ってサービスを提供していくことができるということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

　以上です。

（今井会長）

　次に、共産、山中委員、お願いいたします。

（山中委員）

　今日が15回目の協議会ということで、この間随分議論を重ねて、都構想は地方自治の破壊であるし、第一、特別区に分割することは膨大なコストがかかってどうにもならないし、大阪市の廃止分割は無理だと、いわば結論に達していると思っていますが、まだ議論をするということですので、今日は時間も短いということもありますので、改めてそもそも論について再確認したいと思います。

　大阪市を廃止し、４つの特別区を設置し、広域的と称する428の事務事業を府に移管する、このことによって生まれる財政的な効果額をお聞きします。つまり市政改革等によって生まれる財政効果額は除外した、まさに制度の改変、都構想によって生まれる純然たる効果額を素案では幾らと見込んでいるんでしょうか。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答えいたします。

　財政シミュレーションにおいてお示ししております。まず財政シミュレーションにつきましては、大都市制度（特別区設置）協議会におきまして、区割り案を比較検討するための材料の一つとして、また特別区の財政運営が将来的に成り立つのか協議をいただくための参考資料としまして作成したものでございます。財政シミュレーションには、市の粗い試算に織り込まれていない影響額といたしまして、副首都推進局におきまして改革効果額、組織体制の影響額、設置コストの３点を別途反映しております。そのうち、改革効果額につきましては、平成23年12月の大阪府市統合本部設置以降に取り組んできた改革により見込まれる効果を算定したものでございまして、必ずしも特別区制度への移行を前提としたものではございませんので、残りの組織体制の影響額、設置コストの２点につきまして、特別区設置年度と仮定しております平成34年度で申し上げます。まず、組織体制の影響額におきましては、特別区が21億円の歳出増、大阪府が10億円の歳出減、設置コストにつきましては、特別区が67億円の歳出増、大阪府が23億円の歳出増とお示ししているところでございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　いろいろおっしゃいましたけれども、お聞きしたのは特別区設置に伴う純然たる効果額です。それは、今ご答弁にあったように組織体制の影響額と設置コストということです。そうしますと、素案ではこの組織体制の影響額で、港湾などの統合によって管理部門等でしょうか、120人の職員が削減できるということで、府に係る組織体制の影響額、効果額、つまり人件費が年10億円低減できるというふうになっています。唯一減るのはこれだけなんですね。

　資料配付をお願いします。

（今井会長）

　はい、どうぞ。

（山中委員）

　今お配りいただいてます資料は、素案に基づいて特別区設置のコストを今おっしゃいました組織体制の影響額と設置コストについて、準備期間中の３年間と設置後の10年間、毎年のコストを府、特別区それぞれについて表にしたものです。いつも申し上げますとおり、素案は特別区の庁舎をタコ足のぎゅうぎゅう詰めで一区と四区のみ建設、議員の数も近隣中核市平均よりも148人も少ないという、いかにコストを低くするかということに腐心したものにすぎないもので、小さく見込み過ぎだという疑問だらけではありますが、それでも、その素案に基づいても表にあるとおり、府のほうでも、準備期間中の３年間でシステムの改修費用などで35億2,000万円です。制度発足後は10億円の人件費は確かに減るものの、それを上回るシステム運用経費の増などでこの効果は吹っ飛んでしまうわけです。特別区に至っては効果などは皆無な上に、準備期間中に表にあるとおり207億円の支出、これは大阪市が支出をしておきます。これに加えて、設置後は330人の職員増に伴う人件費の増やシステム運用経費の増などで、毎年、初年度は88億、次は85億と100億円近い支出増に毎年なるということです。つまり大阪都構想という制度的な変更によっては、財政的効果は何ら生まれないばかりか、膨大な財政的なマイナスが生ずるということで、どこかのレポートのように４つの自治体にするだけで毎年1,000億円もの財政効果が生まれると、いかにも荒唐無稽の議論かとも思うわけです。ですので、大阪市民にとっては、今の政令指定都市、大阪市という制度のほうがよほど現在の市民サービスを維持し、かつ拡充させる、そういう財政的余地がよっぽどあるということではありませんか。

（今井会長）

　楠見課長。

（事務局：楠見財政調整担当課長）

　お答えいたします。

　特別区の財政運営が将来的に成り立つかなどを協議するための参考資料としまして、組織体制の影響額や設置コストなど、特別区の設置に必要な経費や改革効果額を含めました財政シミュレーションをお示ししてるところでございます。その結果といたしまして、ケース１では平成39年度と平成40年度に収支不足が発生いたしますが、財政調整基金などの財源活用可能額の範囲内で対応可能となっており、ケース２では、推計期間中に収支不足は発生しない見込みとなっております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　何回も申し上げてるように、素案の財政シミュレーションは、設置コストなどは無理やり低く抑えた上、地下鉄民営化などによるプラス要因を加味してやっとこさ回るようにしたにすぎないもので、大阪市のままのほうが市民サービスの維持拡充という点でははるかにすぐれていると申し上げているわけです。まともに中核市並みの基礎自治体にしようと思えば、素案を超える大きなコストがかかるということは既に明らかにしてきました。そういう意味では、特別区にすれば住民サービスは削らざるを得ないことははっきりしてるんじゃないでしょうか。私たちは、都構想は百害あって一利なしというふうに言い続けていますが、まさにこの都構想は最悪だと申し上げておきます。

　それで、素案で効果らしきものを探そうと思えば、財政的な効果はないと。ですから素案の中で効果らしいものを探そうと思えば、これでしょうかねと思うのは、広域を一元化して大阪経済を成長させて、その果実で住民サービスを拡充させると、こううたわれていることです。素案でうたわれている効果というのはただそれだけだというふうに思うわけです。経済を浮揚させて税収のアップを図るということでしょうが、果たしてこれだけのコスト以上の税収増が得られるのかどうかということですね。どのような保障があるのでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　特別区設置による効果にかかわってのお尋ねでございますけれども、特別区素案では、大阪府に広域機能を一元化し、副首都大阪の都市機能の向上を強力に進め、大阪の成長を実現すること、また、基礎自治機能を充実し、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現することをめざした制度設計としております。

　特別区設置による広域機能の一元化の意義、効果ということでは、司令塔機能を一本化し、二重行政を制度的に解消し、大阪府は広域的な視点のもと、大阪の成長、発展、圏域の安全安心に関する取組みを迅速、強力かつ効果的に進めることができることとなり、また特別区は、選挙で選ばれた区長、区議会の判断のもとで、より住民に身近な基礎自治体として、地域の実情や住民ニーズに合った施策を展開することで、住民ニーズを最適化するといったことをめざしたものでございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　ですから既にそれはうたい文句というかお題目と言ってもいい状態だと思います。これだけ長く議論してきても、大阪の成長を実現するという問題で何の具体策もない。実現するような言葉が全くない。説明会なんかでも住民の皆さんそこをもっと具体的に聞きたいと言ったって、そういうお題目しか答えられない。したがって、その保障はないというふうに思います。結局具体的に聞こえてくる成長戦略の柱はＩＲ、カジノですね。しかし、カジノでは大阪の経済はよくなりません。利益は業者の本国に持っていかれるだけですし、損をするのは大阪周辺の一般市民だということです。納付金は入るかもしれませんが、依存症対策で消えてしまうようなものだと思います。私たちは、そういう供給サイドのことばかりではなくて、社会保障の拡充、中小企業の支援、働く人の賃上げなどで市民の懐を温めて、冷え込んだ消費マインドこそ高めることだと思っています。ですから、今必要なことは制度のあれこれに時間をかけることではなくて、やっぱり政策の中身、方向性について府、市それぞれが真摯に議論することだと思いますが、いかがでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　東京一極集中が進む中で、大阪の経済は長期にわたって低落傾向が続いております。また、人口減少、超高齢社会は三大都市圏の中でもいち早く到来する見込みです。府と市で一本化した成長戦略の推進などにより、経済面は明るい兆しが見えるものの、今も一極集中に歯どめをかけるには至っておりません。これら大都市大阪が抱える課題を解決するためには、都市機能の充実と、それを支える制度が必要であると考えておりまして、広域機能の強化や基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行法制度で実現可能な総合区と特別区について検討を進めているところでございます。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　本当同じ答弁の繰り返しで説得力はないと思います。大阪を成長させるのは、制度を変えることではなくて、政策の中身を変えることだと申し上げているわけです。制度を変えてもカジノに頼るようではどうしようもないと思います。とにかく今ＩＲだとか万博だとか言っている場合ではないというふうに思います。素案でも今のご答弁でも、いつもいつも都市機能の充実、都市機能の充実というふうに言われますけれども、先日の台風21号では、その大阪の都市機能の代表格のようにみなしている関空が甚大な被害を受けました。まだ地盤沈下はとまっていないようで、滑走路などの地盤高が標高1.27メートルといった低いところもあると言われていますし、護岸高については公表されていないわけですが、一部高潮が越えたのではないかとも言われています。いずれにしても抜本的な防災対策等が必要なわけで、膨大な費用を、国、関空エアポート、誰がどう負担するのかも含めて、今後どうしていくのかは結局国がどこまでかかわるかが大きいということです。知事も国に要望されていますけれども、こうした広域インフラの整備は、国のかかわり方や会社の意向、方針が重要なのであって、広域の一元化、こういうものとは関係がないということです。ともかくこうした都市機能の維持拡充、広域インフラの整備は、国に基本的に権限があるわけで、大阪都構想だ、やれ広域の一元化だということのむなしさが今回のことで一層はっきりしたというふうに思います。広域の一元化で経済がよくなる、こういうことを言い続けるのはミスリードというか市民をだますことですから、もうそういう説明はやめるべきではないでしょうか。

（今井会長）

　榎下課長。

（事務局：榎下制度企画担当課長）

　広域一元化に関するお尋ねでございます。繰り返しになって恐縮でございますが、特別区素案では、大阪府に広域機能を一元化し、副首都大阪の都市機能の向上を強力に進め、大阪の成長を実現すること、また基礎自治機能を充実し、成長の果実をもとにした豊かな住民生活を実現することをめざした制度設計としております。広域機能の一元化の意義、効果といたしまして、司令塔機能を一本化し、二重行政を制度的に解消し、大阪府は広域的な視点のもと、大阪の成長発展、圏域の安全安心に関する取組みを迅速、強力かつ効果的に進めることができるということをお示ししておりまして、大都市制度改革の意義を今後も十分説明していきたいと思っております。

（今井会長）

　山中委員。

（山中委員）

　市民をたばかるような空虚な説明はもうやめていただきたいというふうに申し上げています。大阪府の広域的な役割と責任というのは、今も、そして将来も厳然とあるわけで、なぜ今の体制ではそれが果たせないのかということです。制度を変えたって、ただ大阪市の428の事務事業を、お金をくっつけて移管させるというだけのことで、図体だけが大きい府にして一体どうなるのかということです。ともかく広域の一元化で大阪の成長を図るというフレーズには何の意味もないというふうに申し上げたいと思います。

　先日の台風21号の被害は、先ほどの関空だけではなくて、咲洲や夢洲などの護岸の一部倒壊、天保山中央突堤階段の一部損壊、中央１号上屋の大規模破壊も起きていますし、公園樹や街路樹などの倒木は8,000本以上に上ります。大阪市の公共建物の400件以上が被害を受ける、本当に広範囲に及んでいます。民間家屋等の被害ともなればとても全容把握さえできないほどです。南海トラフの震災対策もありますし、台風は24号がそこまで来ているというふうに言われています。毎年やって来るということを肝に銘ずるべきです。台風21号を受けて、今地域の皆さんたちはどうしたらまちと住民を守ることができるのか、真剣な模索と努力を始めておられます。そういうことにこそ応えるのが府市の役割だと思います。不毛な制度いじりの議論はもう打ちどめにして、府、市それぞれがしっかりと防災対策に取り組むべきだと申し上げて、質疑を終わります。

（今井会長）

　これで本日の質疑は終了いたしました。

　以上をもって本日の協議会は終了となりますが、この際、何かご意見、ご質問ありますか。

　松井委員。

（松井委員）

　共産党の山中さんとは、要は経済についての考え方が全く合わないんですよ、僕らは。僕はね。共産党はとにかく経済成長よりも、市民府民に負担をかけてでも福祉だけどうのこうのという話でね。

　さっきの話なんですけど、山中先生、要は先生が言うように経済効果、本当にあるかないかの議論をまじめにやりましょうよ。経済効果があるかないかは、経済効果はあるとしてる専門家、学者の皆さんは、その報告書を提案したんですから。その人にきちっと山中先生の今言われたことを一回当ててみましょう。荒唐無稽とまで言うんだったら、やはり専門家の皆さんの考え方をみんなで聞こうと。みんなで聞くことも拒否する。これほど無責任な会議ありませんよ。そこまで言うんだから。荒唐無稽だという。荒唐無稽かどうかは、それは山中委員一人の思いで、経済学者を侮辱するようなことを言ってるんだから。だからきちっと聞いて、じゃ、オープンの場所でみんなで聞いて、経済効果が、あの報告書が荒唐無稽なのか、それとも可能性あるのか。これはやっぱり市民、府民に対してこれをオープンにしていく、きちっと説明していくというのが我々政治家の役割ですからね。ぜひ山中委員にご理解いただいて、それが荒唐無稽なものかどうか。聞くこともしないというのは一番無責任。それで言いっぱなし。荒唐無稽だと。これほど無責任な話はありませんから。せっかく共産党として荒唐無稽だと批判されてるんですから、これはぜひ経済効果を算出していただいた、提案していただいた専門家にきちっと物を聞かせていただきたい。

（山中委員）

　代表者会議マターの話ですね。

（今井会長）

　代表者会議マターの話です。

（花谷委員）

　今の取り消さなあかんわ。

（松井委員）

　いや、取り消すことはいたしません。こんな無責任な話はありません。経済効果が出て、市会でやるんなら、何でここでできないんですかという話。だから皆さん、表で経済効果の議論するのそこまで嫌ですか。

（山中委員）

　会長。代表者会議です。

（松井委員）

　代表者会議、我々、知事や市長入ってないんですよ。だから言わせてもらいます。

（今井会長）

　わかりました。ただいまの話も含めまして、この後代表者会議で進めていきたいと思います。

　ほか特に関連することがないようでしたら、本日の協議会はこれで終了させていただきます。各会派の代表者の方は第６委員会室におきましてご参集いただきますようよろしくお願いいたします。